

中華人民共和国建国を巡る

カトリック教会・ローマ教皇庁の動向

——カトリック教会・ローマ教皇庁の視点からの分析——

中津俊樹

はじめに

(一) 内心の自由の一形態としての宗教と

「人民」の創出

一九六六年五月に発動された中国の「プロレタリア文化大革命」は同年八月、毛沢東が北京天安門広場で中学・高校生からなる紅衛兵に接見し、その活動に対する支持を表したことにより、全面展開の局面に突入した。その最中の同年八月二四日、北京二十一中学・女子十二中学・紅旗学校・女子一中等の学生で構成された紅衛兵が突如、北京市



内王府井の北堂カトリック教会を襲撃し、教会を封鎖する事件が発生した。同月二六日には北京市人民政府が「マリア・フランシスコ修道会」の取り締まりと教会系学校である「聖心学校」の接収を宣言した。同日、北京市公安局は同修道会の外国人修道女八名（イギリス・カナダ・アイルランド・フランス・イタリア・ポーランド・スイス・ギリシア籍）が「反革命活動に従事」していたとの容疑で国外追放を通達、同月三一日には八名全員が香港へ追放された。葉劍英（中央軍事委員会副主席・中央政治局委員）はその後、紅衛兵のこの行動を「聖心学校（聖修学校）」（原文）は外国の鬼どもが長年中国でやっていたものだ

が、誰も動かすことができなかつた。紅衛兵は法律に関係なく、一気に一掃した。長年の難題を、紅衛兵が解決した」と賞賛した。同年一〇月には、上海の紅衛兵が徐家匯カトリック教会を襲撃した。紅衛兵はこの時、教会のステンドグラス等を破壊し宗教関係の書籍を焼却すると同時に、一八名の神父・修道女を四時間余りにわたり批判闘争にかけた。紅衛兵は神父・修道女らに「聖書」を踏みつけさせるとともに、彼らに『毛沢東語録』を持たせた上で、長時間に及ぶ肉体的暴力を加えながら「神を打倒せよ」「聖母マリアを打倒せよ」「神の子イエスを打倒せよ」等のスローガンを叫ぶことを強要したという。同様の事例は当時、全国各地で発生していた。

文革発動後の中国におけるキリスト教迫害は、カトリック教会の総本山であるバチカンのローマ教皇庁に衝撃を与えた。一九六七年一月、ローマ教皇パウロ六世（在位一九六三〜一九七八）はバチカンの聖ペトロ（サンピエトロ）大聖堂でのミサにおいて説教を行った際、「中国本土における宗教の自由は深刻な試練に直面している（中略）。すべての宣教師は追放され、カトリック教会、ローマの使徒座（教皇庁）引用者。以下同）は中国人民に反対する者として非難されている」とした上で、「カトリック教会とローマの使徒座は、決して中国の敵ではなく、常に——巨大な面積、多くの住民、文明と文化的伝統、進歩的な本性

と力量ゆえに偉大な——中国の友である」と述べた。パウロ六世のこの説教は、文革に対するローマ教皇庁の強い関心と憂慮を示すと同時に、それがカトリック教会の最高責任者である教皇自らにより表明された点で、極めて重要なものであった。ここに、一見無関係と思われるローマ教皇庁・カトリック教会と文革の間に接点が生じたのである。

筆者は文革期の紅衛兵と「上書者」の社会主義認識に関して述べた際、「延安整風運動」（一九四二〜一九四五年）以降文革に至るまで共産党が推進した「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」の一体化について、この概念を一種の「常識」として共有する存在としての「人民」の創出過程と位置付けた。その上で、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」の一体化に疑義を呈した一部の紅衛兵と「上書者」の言説を、当時の政治的・社会的「常識」に抗い、自らの思想的営為の結果として、「人民」という政治的概念からの逸脱を自ら選択する行為であったと指摘した。いわば、彼らの思想的営為は「極左派」という語句に象徴される思想的頑固さを意味するものではなく、自身の内面に知的空間を持ちそれを堅持する試みであり、内心の自由の表出の一形態であったといえよう。

反面、この種の行為には一定の知的水準と知的関心を有することが必要とされ、かつ独自の問題意識に基づくものであるため、必ずしも同時代の多数の人々の関心とはなり

得なかつたであろうことも、同時に指摘されねばならぬ。それらはその理論水準ゆえに『書斎における思考』のレベルに止まる可能性の方が高かつたのである。

ところで、自己の内心における独自の空間の堅持について考えた場合、上述の思想的営為に加え、宗教的意識の存在という要素もその一形態として提示し得るであろう。両者には第一にそれが当事者の内心を反映し、第二にその当事者以外関心を有さない点において共通性が存在する。いわば、社会全体に対する影響力という点では、限界が見られる。反面、思想的営為が一定の知的水準と関心を必要とするのに対し、宗教的意識において重要な要素となるのは、特定の対象に対する信仰心の有無や程度である。また、知的関心に基づく思想的営為と異なり、宗教の場合は通常、一定規模の集団を有している。ここに、後者が人的拡がりを持ちうる可能性が存在している。これらに着目した場合、中華人民共和国建国以降の中国人における宗教的意識は思想的営為と同様、同時期における人々の内心の自由の表出形態として検討されるべき問題であると考えられる。しかし、毛沢東体制下、特に文革期の人々における内心の自由ないし独自の思考に関しては、従来、思想的言説に着目した研究が一般的であり、宗教的意識に着目した研究はなされてこなかつた。そこで本稿では、個人の宗教的意識を中華人民共和国建国以降における内心の自由の表出

形態の一つとして位置付け、政権主導の「人民」の創出との関連から考察を進める上での初歩的試みとして、特定の宗教組織の動向や信徒への影響、それに対する中国側の反応について検討する。対象としては、中華人民共和国建国前後の時期におけるカトリック教会と中国共産党および中国政府との関係を取り上げる。

(二) 検討対象——カトリック教会——

カトリック教会はローマ教皇およびローマ教皇庁を頂点とする位階構造を持ち、全世界の「部分教会」はその支部的存在として、総本山としてのローマ教会と強固な宗教的紐帯を有している。教会指導者としての歴代ローマ教皇は「ローマの司教、ペトロの後継者」、すなわちカトリック教会の最高責任者として「キリストの代理人ならびに全教会の牧者としての任務の力によって、教会の上に完全・最高・普遍的権能」を有し、教会の教義や典礼形式を規定すると同時にカトリック信仰の規範を体現する存在である。宗教的・政治的問題に関する教皇の指示は「回勅」「使徒的書簡」等の形式によりローマ教皇庁からカトリック教会全体へと伝達され、かつ教皇の権威に基づく宗教的拘束力や影響力を有する。また、政治的には「バチカン市国」という国家の形態によって存在している。以上の点において、カトリック教会は他宗教との著しい相違を示してい

る。同様の特性を有する組織をカトリック教会以外に求めるとするならば、それに該当する組織は国際共産主義運動の総本部としてのコミンテルン以外には存在しないのではないだろうか。無論、宗教組織としてのカトリック教会をコミンテルンと単純比較することはできないが、国家の枠を超えた上意下達に基づき行動がなされる点では、両者には共通性が存在するように思われる。であるならば、コミンテルン解散（一九四三年）後に世界規模の宗教的・政治的ネットワークを保持し得たのは、カトリック教会のみであつたといえよう。

当然、カトリック教会のかかる特質は社会主義に基づく政治・社会形成、新体制下での「人民」の創出を志向する国家および国家指導部にとつては、好ましい存在ではなかつたと考えられる。ここに、カトリック教会は「人民」の創出に対する障害として、圧迫の対象となるのである。特に非キリスト教国の場合、この傾向はより強くならざるを得ない。

では、カトリック教会およびローマ教皇庁はこの状況にいかに対応したのであるうか。本稿ではこの問題に関し、中華人民共和国建國を巡るカトリック教会と教皇庁の動向に着目し考察する。検討対象としては、ローマ教皇庁およびローマ教皇によりたびたび言及された、カトリック教会の特質としての「教会の超国家的性格」と、それに基づく

ローマ教皇による中国での司教の叙階（任命）を巡る動きを取り上げる。「カトリック」という呼称には本来、「普遍」「すべてに及ぶ」「すべてを含む」という意味が存在しており、各国・地域における「部分教会」は「ローマ教会との交わりによって、完全に普遍教会となる」とされる。

そして、両者を結びつけるのが各部分教会の司教である。その存在は「司教団体すなわち司教団は、ペトロの後継者たるローマ教皇がその頭として考えられるのでなければ、権威を持つことは」なく、司教の「権能は、ローマ教皇が同意するときだけにしか行使できない⁹⁾」。いわば、ローマとの結びつきがカトリック教会としての条件であり、ある「部分教会」や司教がローマとの結びつきを失つた場合、それは「カトリック」すなわち「普遍」の範疇から外れることとなる。また、政治体制と教会との関わりを巡っては、「教会はその任務と権限から見ても、決して政治共同性と混同すべきものではなく、いかなる政治体制にも拘束されるものではない¹⁰⁾」との原則が存在している。いわば、「部分教会」とローマ教皇庁との結びつき、各国の国家権力による教会への拘束からの自由が、カトリック教会における「超国家的性格」の要素となるのである。教皇庁のこの論理は、各国の「部分教会」と国家権力との間に何らかの不一致が生じた場合、信徒が後者を尊重する義務を留保するに等しいものであった。また、「政治権力が個人および

び社会的団体の権利を侵害する全体主義や独裁主義の形態をとることは、非人間的なこと」であり、「教会は常に、

どこにおいても、真の自由をもって信仰を説き、社会に関する自分の教説を教え、人々の間において自分の任務を妨げなく実行する権利を持つている」とするカトリック教会の原則から考えた場合、これらは「人民民主主義独裁」国家としての国家建設を目指す中国政府・共産党の立場との間に、深刻な齟齬をきたすと考えられるのである。加えて、カトリック教会が「教会は福音および、さまざまな時と条件に応じてすべての人の益にふさわしいあらゆる手段を、そしてそれのみを用いて、政治的秩序に関する事らにおいて倫理的判断を下すことができる」との立場を掲げる時、カトリック教会および中国人信徒の存在は、中国政府・共産党指導下の国家建設に対する潜在的脅威としての性格を帯びてくるのである。

これらは、中国政府の側から見れば中国人のカトリック信徒が新政府主導の「人民」創出の阻害要因となる可能性を意味するものであった。換言すれば、新政権の下での「人民の創出」を目指す中国政府と、信徒による政治・社会への参与の基準として、宗教的教義とそれに基づく「内心の自由」の堅持を求めたカトリック教会の立場が、対立するものとして出現すると考えられるのである。ここに、この二つの概念の関係を検討する必要があるのである。

(三) 先行研究

中華人民共和国あるいは中国共産党とカトリック教会・ローマ教皇庁の関係を巡る先行研究は、必ずしも多くはない。中国とローマ教皇庁およびカトリック教会の関係を巡っては、現在も中国・パチカンの外交関係樹立の可能性や、中国のカトリック教会がローマ教皇の指導下に入ることへの中国当局の認識等、多くの課題が存在している。いわば、中国のカトリック教会を巡る問題は今日的課題であるといえる。そのような背景もあり、中国では中華人民共和国成立後のカトリック教会の動向についてほとんどの場合、中国のカトリック教会内において新政府の指導を背景にローマ教皇庁からの分離と自立を目指す「愛国的」司祭・修道者・信徒と、教皇庁および「アメリカ帝国主義者」を支持する司祭・修道者・信徒の対立の過程として描かれる。前者の行動は「自伝・自養・自主」を掲げた中国のカトリック教会による「三自運動」とローマ教皇庁の影響下からの離脱、それに続く「中国天主教愛国会」の成立（一九五七年）へと結びつくが、一連の動向は政府と教会内部の「愛国的」勢力の団結によって教皇庁および「アメリカ帝国主義者」の干渉を排除し、宗教的自立を獲得する過程とされる。このような研究としては、顧衛民、晏可佳、顧裕禄が挙げられる。

教皇庁およびカトリック教会側の動向に関しては、中国国内での研究では「アメリカ帝国主義者」との連携による反「愛国主義的」性格を有するものとして描かれるが、中国当局によるカトリック教会への圧迫の過程について論述されることはない。例外的に、劉鼎寅は雲南省のカトリック教会に関する研究において、同地で活動していた外国人司祭・修道者が一九四九年以降、国外追放ないし退去処分を受けた事実について、被処分者の氏名、所属修道会および追放日時について整理しており、貴重な論考といえる¹⁵。ただ、教皇庁やカトリック教会側の関連資料を用いたものではない。

一方、この問題に関する中国以外の地域での先行研究に着目した場合、第一に中国のカトリック教会が一九四九年以降、圧迫を受ける過程に着目したものの、第二に、当時中国で活動していたカトリック修道会や信徒の動きを対象としたもの、第三にカトリック教会の動向を中国とパチカンの外交関係から捉えたものが存在する。第一の例としては、中華人民共和国の成立後に中国のカトリック教会が「武器を持たない敵」として政権側から圧迫される過程を描いた Myers の研究が挙げられる¹⁶。Myers は、共産党が政権掌握以前から華北地域においてカトリックを圧迫していた事実として、カトリック修道会「トラピスト修道会」を巡る八路軍の動きを取り上げている。また、中華人民共和

国成立後のカトリック教会への圧迫を、教会指導者の回想などに依拠しながら論述している。これにより、同時期におけるカトリックの存在が政権側にとつての障害と認識されていた事実を明らかにすることに成功している。一方、Myers の研究では教皇庁および教皇の動向は検討対象とはされていない。世界宗教としてのカトリック教会の性格を踏まえた場合、これらへの着目は重要な意味を持つと思われるが、この視点が欠落しているため、結果的に中国国内での事例研究の域に止まっている印象が否めないのも事実である。また、宗教組織としてのカトリック教会を検討対象とする場合、教皇庁や教会の動向における宗教的側面にも目配りする必要があると思われるが、これについては全く触れられていない。

このような問題を補い得ると思われるのが、第二のカテゴリに含まれる研究である。例えば、香港で活動していたカトリック修道会「メリノール外国宣教会」の修道女による一九二〇年代以降の日記を題材とした Cindy Yik-yi Chu や、「聖心会」の上海での活動に関する Madeleine Chi¹⁷、三好切子の研究が挙げられる。Chi は人民解放軍の上海入城（一九四九年五月）以前に「修練女」（見習い修道女）として聖心会に入会した人物であり、その研究内容は、聖心会の側から見た中国現代史とでもいうべきものである。他に、中国各地の教会の事例に関する研究として、羅漁が挙

げられる。⁽¹⁸⁾

また、第三のカテゴリでは、中国とバチカンの関係が中国のカトリック教会に及ぼした影響が対象とされる。主なものとしては Leung and Liu が挙げられる。⁽¹⁹⁾ただ、この研究は外交を中心とするため、教皇庁の動向やそれを巡る宗教的性格に関する関心は必ずしも強くない。

本稿では先行研究を巡るこれらの問題点を踏まえ、教皇庁およびカトリック系修道会の資料を用いた上で、教皇庁の動向における宗教的性格に着目しながら、中華人民共和国の成立に対するカトリック教会の動きを、教皇庁およびカトリック教会側の視点から考察することとする。資料としては、第一にローマ教皇庁のホームページに掲載されている各教皇の「回勅」「使徒的書簡」などのうち中国に関するもの、第二に Hong Kong Baptist University Library サイト上の「当代中国基督教發展剪報數拠庫」(Christianity in Contemporary China Clippings Database) で公開されている、現代中国のキリスト教に関わる新聞・雑誌資料の中からカトリックに関する記事を選び用いる。このうち前者はローマ教皇庁のホームページ上で公開され、閲覧が容易であるにもかかわらず、これまで中国研究者に注目されることの少なかつた資料である。また後者は、一九五〇年代から一九七六年までの中国でのキリスト教に関して、中国本土・香港・台湾で発表された新聞・雑誌記事を一六六〇点

掲載しており、この問題を検討する上で極めて有用である。⁽²⁰⁾

以上の資料を用い、中華人民共和国の成立を巡るカトリック教会および教皇庁の対応を、カトリック教会および教皇庁の視点から検討し、新たな知見を提示することを、本稿の目的とする。

一 共産主義を巡るローマ教皇庁の対応 ——第二次世界大戦終結前後の動向——

(一) 共産主義とローマ教皇庁

ローマ教皇庁およびローマ教皇は、共産主義の出現間もない一九世紀前半の段階からローマ教皇の「回勅」等を通じ、共産主義批判を繰り返していた。⁽²¹⁾特にロシア革命(一九一七年)以降、教皇ピオ十一世(在位一九二二〜一九三九)は一九二〇年代末から共産主義批判の回勅をたびたび発表した⁽²²⁾が、そこにはロシア革命以降の共産主義の動向をカトリック教会への現実の脅威と位置付ける、より深刻な懸念が存在していた。⁽²³⁾その後、第二次世界大戦末期以降進行的冷戦構造の拡大の過程でソ連の影響力が拡大したことは、共産主義勢力の拡大に対する教皇庁の警戒感をさらに強めることとなった。このような情勢の中で、教皇ピオ

一二世（在位一九三九〜一九五八）は戦後のヨーロッパにおける共産主義勢力の拡大の可能性を懸念し、第二次世界大戦後期から大戦終結後にかけて共産主義批判の演説をたびたび発表していた。ピオ一二世の「回勅」や演説は、共産主義の「誤り」を批判した前任教皇たちのそれと軌を一にしつつも、同時にカトリック教会を「人間の尊厳と自由の擁護者」と位置付ける前提の下、民主主義の重視と自由主義陣営への支持を打ち出したことや、ソ連の社会主義をナチスドイツの「国民社会主義」と同時に非難する立場を鮮明にした点において、共産主義との対決姿勢をさらに強めたものであった。また、ピオ一二世はカトリック教会が「各国の国家組織から超越した存在」であるとの見解を打ち出した⁽²⁾。これは、一般論としては各国のカトリック教会がローマ教皇庁との関係を遮断され、各国政府の管理下に置かれる可能性への教皇の警戒感を表明したものと見ることができるが、冷戦構造の拡大という当時の国際情勢を踏まえれば、各国での共産主義勢力の伸張に伴って現地のカトリック教会がローマ教皇庁との関係断絶を余儀なくされ、同時に当該国における「掛け値無し⁽³⁾の無神論者」、すなわち無神論を標榜する共産主義政権の支配下に置かれる可能性を想定したものであったと見るのが妥当であろう⁽⁴⁾。

(二) 宗教的手段による共産主義への対抗

ピオ一二世による共産主義批判は教皇の死去（一九五八年）まで続いたが、この間に発表された複数の教皇庁関連文書は、教皇庁が信徒内部における共産主義勢力の影響拡大に対する懸念を強め、対抗措置をとったことを示している。教皇庁は、教皇回勅等による共産主義批判に加えて宗教的手段を用いることにより、信徒内部における共産主義の浸透阻止を図った。例えば、一九四九年七月、教皇庁「検邪聖省」（現在の「教理省」）が発表した「聖省令」は、①産党に黨員として加入すること、あるいは、なんらかの方法で、これを助けることは許されるか、②共産主義者の理論あるいは行動を支持する書籍、雑誌、新聞、あるいはリーフレットを刊行し、流布し、あるいは、これに書くことは許されるか、③第①項および第②項に該当する行為を、知りながら自由になす信徒に、秘跡を授けることができるか、④共産主義者の唯物主義的・反キリスト教的理論を奉じている信徒、特に、これを防衛し、あるいは宣伝する信徒は、カトリックに対する背教者として、当然の権利により、特別に聖座（教皇）に保留された破門に処せられるか」という質問に対し、上述①から③までの行為に対してはこれを否定し、④に関しては教皇の宗教的権能に基づき「破門」を肯定する見解を示した。③の「秘跡」は、カ

トリック教会では「キリストによって制定された（中略）洗礼、堅信、聖体（エウカリスチア）、ゆるし、病者の塗油、叙階、結婚²⁹」とされており、いずれもカトリック信徒の信仰生活にとって不可欠なものであった。この点を踏まえた場合、上記「聖省令」は、信徒ないし入信希望者が共産主義に共感を持っている事実が判明した場合、この種の人物がカトリック教会へ入信することや信徒としての生活を送ることを強く拒絶するものであり、カトリック信徒にとつては宗教的に極めて重大な意味を持つものであった。また、「検邪聖省」は一九五〇年七月、「共産党の指示と協力の下で、青年男女に唯物主義的理論制度を注入し、キリスト教道徳を攻撃することを目的とする組織」に属する信徒に対して、(1)青少年の父母およびその代理人が青少年をこの種の組織に加入させた場合は、教会の典礼に参加する資格を喪失する、(2)キリスト教道徳および信仰教育に反する青年男女は、破門処分を受けなければならない、(3)この種の組織に参加したいかなる男女も、典礼に参加する資格を失う——との通達を発表した³⁰。この内容は、教皇庁が信徒とりわけ青少年内部における共産主義の影響力拡大を懸念し、宗教的手段によりその阻止を試みたことを示している。それは同時に、この種の動きが教皇庁にとって看過し得ない状況にまで達していたことを、端的に示しているといえるであろう。

これらは、中華人民共和国建国前夜および建国後の中国のカトリック教会においても、共産主義の浸透や当局の影響に対抗する手段として用いられた。このことは、新政府とローマ教皇庁が衝突する要因となった。特に後述する司教の任命を巡る問題は、新政府が教皇庁の動向を「宗教的手段を借りた内政干渉」を非難する際に重要なトピックとなるのである。

二 中国共産党とカトリック教会を巡る動向

(一) 第一次国共合作から国共内戦にかけての状況

では、カトリック教会と中国共産党の関係はいかに推移したのであるうか。中国共産党の成立（一九二一年）から「第一次国共合作」（一九二四年）、国民革命軍による「北伐」（一九二六―一九二八年）に至るまでの過程は、中国での共産主義勢力の拡大に発展し得る点において、教皇庁にとつて懸念すべき状況であったと思われる。実際に、北伐の過程では国民革命軍の南京入城時（一九二七年三月）に、上海の徐家匯イグナチオ教会所属のデューゴー、パナラ両神父（フランス籍・イエズス会）が「左派勢力により」殺害されている³¹。Madeleine Chiによると、国民革命軍の上海入城（同年四月）以前の段階で、上海市内の各部

門では共産党系労働者によるストライキが発生していた。その際「中国人ポリシエビキ」が上海市内の郵便部門を掌握したため、上海在住の外国籍神父・修道士・修道女と本国との郵便連絡が一時、寸断された。また、一九二七年一月二五日には、広東省海豊で中国籍のカトリック信徒五百名余りが共産党により殺害された。現時点では実態は把握できないが、同様の事例は他の共産党支配地域でも発生していたと考えられる。

ところで、前節で触れたように、この時期には教皇ピオ一世による共産主義批判の回勅がたびたび発表されている。信徒殺害も含めた中国での一連の状況は教皇庁にとっても憂慮すべきものであったと考えられる。例えば、毛沢東はカトリックを含めたキリスト教の中国における活動を「帝国主義列強は（中略）中国人民の精神を麻痺させる方面も、おろそかにはしなかった。これこそ彼らの文化侵略政策である」と位置付けた上で、「布教を行い、病院を運営し、学校を運営し、新聞を出して留学生をひきつける等は、まさにこの侵略政策の実行である。その目的は、彼らに服従する知識人幹部を創り出し、広範な中国人民を愚弄することにあった」と述べ、キリスト教を敵視する姿勢を示していた。教皇庁による度重なる共産主義批判を踏まえた場合、教皇庁が同時期の中国での同様の情勢に無関心であったとは考え難いが、少なくとも教皇回勅等の形で言及

がなされなかった事実は興味深い。ちなみに、この時期の教皇庁と中国の関わりを示す出来事としては、北伐と同時期の一九二六年一〇月、教皇ピオ一世による初の中国人司教六名の叙階（任命）が挙げられる。この動きは本来、中国を含めた非キリスト教地域におけるカトリックの教勢拡大を意図したものであった。しかし、当時の中国の国内情勢に着目すれば、結果的に中国における共産主義の拡大に対する対抗策的な側面を有する結果となったことは否定できないであろう。その意味からいえば、第一次国共合作の崩壊とそれに続く国共内戦（一九二七～一九三六年）期の国民党による中国共産党への圧迫、共産党による「中華ソビエト共和国」の放棄と陝西省方面への「長征」等の一連の経緯は、教皇庁にとっても歓迎すべき状況と認識されただのではないだろうか。

（二）中国共産党の勢力拡大とローマ教皇庁

—— 中華人民共和国建国前夜の状況 ——

アジア・太平洋戦争の終結（一九四五年八月）後、中国では国民党・共産党両党間での内戦が再燃した（一九四六～一九四九年）。ローマ教皇庁の立場から見れば、それは中国における再度の共産主義の台頭という警戒すべき事態の到来を意味したであろう。

教皇庁が第二次世界大戦末期の段階になって、将来的に

中国共産党が勢力を拡大することを懸念しはじめていた可能性は、中国を巡る教皇ピオ一二世の対応に端的に示されている。教皇は第二次世界大戦末期の一九四五年二月、トマス田耕莘（修道会「神言会」司教）を極東出身者としては初めて、教皇庁枢機卿に叙階した。日中戦争期に共産党勢力の拡大が顕著なものとなりはじめていた事実を念頭に置けば、これは単に教皇庁における人事以上の意味、端的に言えば共産党勢力への対抗という性格をも含み得るものであった。教皇庁の反共産党的姿勢は、パチカンと中華民国の国交樹立（一九四六年七月）と南京での教皇庁公使館設置により、さらに明確なものとなった。また、それに先立つ一九四六年四月、ピオ一二世は「聖統制」、すなわち中国のカトリック教会における聖職者階級制度を制定し、それに基づいてトマス田耕莘（枢機卿・北京大司教）、パウロ于斌（南京大司教、後の台北大司教）、ヨゼフ周濟世（江西・南昌大司教）がそれぞれ叙階された。以下、ピオ一二世による中国人司教の叙階を時系列的に列挙すれば、次のようになる。

第二回目 一九四八年三月七日…ペトロ王慕道（河北・宣化教区）

第三回目 一九四九年六月～一月…イグナチオ皮漱石（遼寧・瀋陽大司教）、マチアス段蔭明（四川・万県教区）、イグナチオ龔品梅（江蘇・蘇州教区）、パウロ鄧

及洲（四川・乐山教区）、パウロ鄧甘霖（四川・嘉定教区、以上同年六月九日叙階）。シモン雷震霞（山西・汾陽教区、八月一四日叙階）、メルキオール張克興（河北・西灣子教区、一月三日叙階）

第二回目の叙階段階の直後には、河北省を含む華北地域は共産党の勢力下に入っていた。その後、同地域では「華北解放区」が成立し（一九四八年五月）、「華北人民政府」へと発展した（同年八月）。また第三回目の叙階時についていえば、シモン雷震霞の叙階時までには前述の「華北人民政府」に加え、共産党が「西北人民政府」（一九四九年二月）、「中原臨時人民政府」（同年三月）、「東北人民政府」（同年八月）をそれぞれ成立させており、黄河以北はすでに共産党の勢力下に入っていた。この事実を念頭に置いた場合、第二、第三回目の叙階は、結果的に各地での共産党政権樹立と重なる形でなされたといえる。Myersによれば、河北省では一九四七年から一九四八年にかけて賀龍（二八九六～一九六九）率いる八路军軍により、カトリック修道会「トラピスト会」修道士・司祭に対する迫害や修道院施設・財産の接収、破壊、中国籍・外国籍修道士数名に対する人民裁判と処刑が行われていた。³⁷⁾ ローマ教皇庁が当該地域、特に華北の情勢を把握しないままにこれらの叙階を行ったとは、考え難い。実際、一九四八年一月には前出のパウロ于斌がピオ一二世に「中国の動乱における、共

産党の進攻下でのカトリック教会の情勢」について説明している。その内容は定かでないが、共産党支配地域の情勢に関して詳細な報告がなされたことと仮定した場合、河北でのペトロ王墓道、遼寧のイグナチオ皮漱石、山西のシモン雷震霞の司教叙階はそれ自体、危険を伴うものであることは、教皇庁としても理解し得たはずである。にもかかわらず、この段階で共産党政権地域に三名の叙階がなされた事実は、教皇庁の反共主義的姿勢も考慮に入れた場合、華北地域での共産党政権の成立と将来的な共産党の全国掌握を見据えて、対抗的な意図をもってなされたと思われるのが妥当なのではないか。その点からいえば、メルキオール張克興の叙階が中華人民共和国の成立（一九四九年一〇月）後一か月目になされ、加えて張の任地が新首都、北京に隣接する河北省であったことは、新政権に対する教皇庁の立場を暗示しているといえるであろう。

一方、宗教組織上の性質と同時に政治的性格を有する動きとしては、バチカンと中華民国の国交樹立に続く、カトリック教会による共産党勢力への対抗措置の具体化が挙げられる。これは、バチカンと中華民国との外交関係樹立に伴い初代教皇公使として一九四六年七月に南京に着任したアントニオ・リベリ大司教の下で、より積極的に展開されることとなった。上海では一九四七年七月、リチャード・ウォルシュ（メリノール宣教会司祭）らが参加し「天主教

教務推進委員会」が設立された。同年一月には、エダシ・マグラス（上海教区司祭）が中心となり、教区内に「レジオマリエ」（Legion of Mary「マリア会」）、中国名「聖母軍」（聖母御侍団）が設立された。「レジオマリエ」は一九三〇年代にアイルランドで始まり、本来は聖母マリアへの信心と相互扶助を目的とした宗教運動である。三好切子によれば、マグラスによる上海での同団体の設立は「共産主義が蔓延する中で人々の一致と信仰を深める」ことを意図したものであり、同時に「無神論との戦い」という目的をも含んでいた。その性格上、この時期における「レジオマリエ」は「やがて中国の覇権を握ろうとしている次の政権への反対運動の役目を果たすこと」になった。マグラスらの運動は「共産主義の活動家よりも一歩先を進んで行った」ものであったため、共産党関係者は彼を「大敵と見なすようになった」という。その後、この動きは北平・天津・武漢等の全国のカトリック教会および教会系学校に拡大した。「レジオマリエ」はこれにより、政治的性格を有するものへと姿を変えたのである。

（三）中華人民共和国成立と教皇庁の動向

——司教叙階を巡って——

中華人民共和国成立により、教皇庁が最も危惧した中国全土の社会主義化は現実のものとなった。それに伴い、中

国各地の教会施設や教会系学校の運営に対する当局の介入が顕著なものとなりはじめるが、これについては後述する。また、共産党による政権掌握と「中華人民共和国土地法」の制定（一九五〇年六月）に伴い地主・富農の土地財産の没収がなされたが、教会財産もその対象とされた。例えば、雲南・貴州方面では西南軍政委員会による「西南退減租暫行条例」の布告に伴い、地主・富農と同時に教会財産の没収が進んだ。加えて、教会関係者への批判も展開された。西南地区の場合、シルヴェイン・ピエール・ヴァレンティン（中国名「華朗廷」、康定教区司教、パリ・ミッシヨン会士）に対する批判大会が展開された。それと前後し、同年三月には共産党中央が「反革命分子の活動を厳しく鎮圧することに関する指示」を布告、これに伴い一九五三年まで、全国規模での「反革命鎮圧運動」が展開された。これは、「レジオマリエ」を含めたカトリック教会による共産党への批判的活動が「反革命運動」として鎮圧対象とされる上で、大きな意味を持つものであった。加えて、毛沢東自身が「唯心論者に関しては、彼らを我々に反対させない方法がある。彼らは神が人間を作ったと言うが、我々は猿からだと言う」と述べ、宗教に対する批判的姿勢を言明するなど、カトリック教会を含めた宗教活動全体を取り巻く情勢は厳しさを増しつつあった。新たな情勢の下、教皇庁は中華人民共和国成立前後の時期、教皇公使

アントニオ・リベリを通じ、中国人カトリック信徒に対して「新政府主催の行事には、それがいかなるものでも参加する事を許されず、また新政府によるいかなる出版物を読む事も禁止」するとの通達を發し、新政府との対決姿勢を打ち出した。司教叙階に関しては、第三回目までの叙階が共産党による全国掌握以前になされたのに対し、第四回目以降はすでに中華人民共和国が成立している点で、環境には明らかに差異が存在していた。かかる状況にあつて、ピオ一二世による中国人司教の叙階は、新政権に対するカトリック教会側からの抵抗という意味合いをさらに強めることとなった。

第四回目 一九五〇年四月〜一〇月…フランシスコ韓廷弼（山西・洪同教区、四月一八日）、アントニオ周維道（陝西・鳳翔教区、五月三二日）、イグナチオ龔品梅（江蘇・蘇州教区から上海教区司教へ移動、七月一五日）、ドミニコ鄧以明（広東・広州教区、一〇月一日）

この時期に関して特筆すべき点としては、第一にイグナチオ龔品梅の叙階が朝鮮戦争の勃発直後、中国国内で反米機運が高まっていた時期に行われたことが挙げられる。特に、「抗米援朝運動」（一九五〇年一〇月〜一九五二年六月）の展開は中国国内のカトリック教会関係者に不利に作用した。例えば、この間には上海のカトリック系大学「震

旦大学」(Aurora University)の外国人関係者が上海市当局により二か月間、拘留された後、国外退去要求を受けている。また、広州教区でのドミニコ鄧以明の叙階が中華人民共和国建国一周年の記念日になされたことも、共産党側からの反感を強めた可能性は否定できない。あるいは、意図的にこの日が選ばれたのであろうか。第二に、中国共産党がこの頃から、国内のカトリック教会およびプロテスタント諸教会への管理強化の方針を明確化したことが挙げられる。一九五〇年一月、『人民日報』は「歓迎天主教人士的愛国運動」(カトリック人士的愛国運動を歓迎する)と題する社説を發表した。続く同年八月一九日、共産党中央は「中共中央關於天主教、基督教問題的指示」(カトリック・プロテスタント問題に関する指示)を發表し、「帝國主義による侵略の道具としての教会を、中国人自身が行う宗教事業に変化させる」⁽⁴⁸⁾との方針を掲げた。これにより、教会は「帝國主義」の手先とされ、その事業は国外の「帝國主義者」のそれと結びつけられることとなるのである。これは、教皇庁による中国人司教の叙階が敵視される状況が出現したことを意味する。教皇庁はこの頃になると、中国国内での司教・神父を含む関係者の拘束の状況を詳細に把握しはじめていたようである。また、一九五〇年一月には、王佐良(四川省広元教会司祭)が中国で初めて「自治・自養・自伝の新たな教会」の設立を宣言し、教皇庁か

ら分離する立場を明らかにした。この「三自運動」は後の「中国天主教愛国会」の設立(一九五七年八月)へと結びつく動きであったが、教皇ピオ二世による司教叙階はそれに対抗するかのようだった。

第五回目 一九五一年四月〜二月…ペトロ・ヨゼフ范学淹(河北・保定教区)、アロイジオ李伯漁(陝西・周至教区)、ヨゼフ李道南(湖北・蒲圻教区)、フランシスコ易宣化(湖北・襄陽教区、以上四月二日)、アルフォンソ宗懷謨(山東・煙台教区、六月一日)、フランシスコ王学明(内蒙古・綏遠大司教、八月二日)、ドン・ボスコ李宣徳(陝西・延安教区、一二月一三日)

第六回目 一九五二年五月四日…ヨゼフ萬次章(湖南・衡州教区)

カトリックを巡る上述の状況を踏まえた場合、第五、六回目の叙階はそれ自体が新政府に対する挑戦と見なされる危険がより強まった中で実行されたといえる。また、この時期には「中華人民共和国懲治反革命条例」が制定され、「人民民主主義政權を転覆し、人民民主主義事業を破壊することを目的とした各種の反革命犯」(第二条)、「帝國主義者と結託し祖国に反逆した者」(第三条)、「国内外の敵により派遣され、潜伏する者」(第六条第二項)、「解放後に反革命特務あるいはスパイ組織を組織ないし参加した

者一(第六条第三項)等に対し、死刑を含む処罰が規定された。^{⑤①}新政権に対する教皇庁の姿勢を念頭に置けば、上述の規定は司教叙階をはじめとするすべての活動に対して適応し得るものであった。例えば、新たに叙階された中国人司教に対しては第三条、第六条第二項、「レジオマリエ」については第六条第二、第三項による処罰が、それぞれ可能になった。実際に、一九五二年六月には天津市軍事管制委員会が「レジオマリエ」を「国際的反革命組織」として摘発し、同年九月には南京市軍事管制委員会がアントニオ・リベリを「アメリカのスパイ」「反動組織『聖母軍』(レジオマリエ)を指導した」等の容疑で「永久に国外に追放する」との処分を下している。^{⑤②}

加えて、第六回目の叙階前後からは、中国各地のカトリック孤児院が長期にわたり組織的な幼児虐殺を行っていたとの嫌疑や、教会学校での中国人生徒に対する暴行容疑で、施設管理者である外国人司祭・修道女が殺人、暴行容疑で公安部門に逮捕される事件が相次いだ。例えば、広州市では、カトリック孤児院「聖嬰院」のカナダ籍修道女五名が「二五年間に三万七千人の嬰兒」を死亡させたとして現地公安部門に逮捕され、公開裁判の後国外へ追放された。^{⑤③}広州での事例に関する Leung and Liu の研究によれば、孤児院での高い死亡率の原因は、孤児たちの多くが遺棄された段階ですでに重病の状態にあったためであった。

カナダ人修道女たちは彼らを孤児院へ引き取って洗礼を施し、孤児が死亡した後は孤児院の裏手に埋葬していたという。^{⑤④}しかし、これらの事実が報道されることはなく、孤児院での死亡率の高さは孤児院での「幼児虐殺」の証拠とされた。また、Meyers によれば、広州の例に限らず、「幼児虐殺」を巡る報道がなされる際には埋葬された幼児の遺骨が掘り起こされた。人間の遺骨が足りない場合には動物の骨がその代わりに用いられることもあったという。^{⑤⑤}当然、当局によるこれらの情報操作が中国国民に知られることはなく、結果的に国民の間に孤児院と修道会への激しい感情的反発を引き起こした。^{⑤⑥}このような状況下で、中国におけるカトリック教会は更なる窮地に立たされることとなった。それは、ピオ一二世による第七回目の司教叙階が第六回目から三年の間をおいてなされたことと、叙階者が一人に止まったことにも示されている。

第七回目 一九五五年(日時不詳)・・アントニオ楊広琪
(山西・榆次教区)

この叙階は事実上、ピオ一二世を含めたローマ教皇による最後の中国人司教の叙階となった。教皇による中国人司教の叙階に中国当局への抵抗という側面が存在していたとするなら、七回目以降それが中断したことは、中国側にとってはカトリック教会に対するある種の勝利を意味したといえるであろう。

(四) 中国を巡る教皇ピオ一二世の対応

——「教会の超国家的性格」という論理——

教皇による司教叙階と並行し、外国人司祭・修道者の活動に対する中国当局からの制限は徐々に強化された。その中で、中国からの外国人司祭・修道者の脱出が相次いだ。例えば、フランスに本部を置く修道会「聖心会」の場合、上海で活動していた外国人・中国人修道女および修練女（見習い修道女）が一九四九年四月から一九五二年七月にかけて、相次いで上海から香港など国外へ脱出した。このうち一九四九年四月に上海を離れた一九名の修道女・修練女は日本へ向かった。また、この時期には国内各地の教会で「カトリック革命委員会」と称する組織が相次いで組織されはじめ、教皇を支持するカトリック関係者は「愛国主義者と共産主義者の双方から」の圧力に直面することになった。⁵⁷⁾

中国でのカトリック教会関係者を取り巻く状況が厳しさを増すなか、教皇ピオ一二世は一九五二年以降、三通の教皇文書を発表している。これらの文書では中国でのカトリックへの圧迫に対する憂慮を示すとともに、中国を巡っては従来提示されなかった「カトリック教会の超国家的性格」という論理が提起された。これは教皇ピオ一二世が一九四五年のクリスマスマスに行ったラジオ演説の内容を踏襲す

るものであり、カトリック教会対国家権力という図式を提示することにより、教皇の一連の動きが中国当局に対抗する意図を有することを明確に示すこととなった。⁵⁸⁾ 一方、中国政府にとつて、この種の原則は国内の信徒がカトリック教会の「超国家的性格」という原則を尊重する結果として、「人民」創出の阻害要因となる可能性を意味した。ここに、従来の司教叙階に加え「教会の超国家的性格」という規定が、中国当局に対するカトリック教会の新たな抵抗の論理として浮上するのである。

教皇ピオ一二世は一九五二年一月に使徒的書簡『クピムス・インプリミス』(Cupimus Imprimis) を、一九五四年一〇月には教皇回勅『アド・シナルム・ジェンテム』(Ad Sinanum Gentem) をそれぞれ発表した。⁵⁹⁾ このうち前者は、中国国内で活動するカトリック関係者への支持を表明するものであったが、教皇が公式文書という形で中国の情勢に関する立場を表明したのは初めてであり、極めて異例であった。教皇の発言が中国のカトリック関係者に伝わる可能性は低かったが、より重要な問題は、この書簡が事実上、教皇による中国当局への抵抗の呼びかけと容易に解釈し得る点にあった。また、教皇は後者において、中国の教会が「もはや宣教活動において外国人宣教師の助けを必要としなくなる日が来ることを願っている」とした上で、教会の目的は「超国家的慈愛」に基づく宣教活動以上のものである

なく、また、中国のカトリック教会が「教会の一員であることを望むならば、地上におけるキリストの代理人である聖座〔教皇庁〕に完全に従う」必要があると指摘した。その上で、教皇は中国のカトリック教会内部で「教会の管理権と財政権のみならず、宣教活動をも『自治』の主張によって完全に独立させようとする人々」の行動は「単純で内気な人を欺き、正しい道から引き離そう」とするものであり、「三自運動」によって教会と結びつく人だけが唯一の愛国者であると偽りの宣伝をしている」と非難した。教皇庁にとって、かかる行動は中国の教会内部に「『国家的性格』〔普遍性〕とは相容れないものであった。この論理に基づき、『三自運動』は『教会の世界性あるいは『普遍性』を否定するものであるがゆえに、もはやカトリックではない』とされるのである。

教皇庁のこのような警告にもかかわらず、中国のカトリック教会内部では「三自運動」に積極的なグループが形成された。それは、一九五五年九月にイグナチオ龔品梅上海教区司教（後の教皇庁枢機卿）らが「反革命集団」として摘発され、さらに一九五七年八月にイグナチオ皮漱石（遼寧・瀋陽教区司教）を主席とする「中国天主教愛国会」（以下「愛国会」）が成立したことにより、明らかなものとなった。ここに及び、中国のカトリック教会は組織上

完全にローマ教皇庁から分離することとなったのである。教皇庁から見れば、「愛国会」の成立は無神論者が教会の指導権を握るという事態が現実のものとなった点と、教会の性質としての「超国家的性格」が地上の政権に屈した点において、敗北を意味するものであった。教皇ピオ一二世はこれに対し、一九五八年六月に回勅『アド・アポストロルム・プリンキピス』(Ad Apostolorum Principis) を發表した。教皇はその中で、中華人民共和国成立以降のカトリックへの圧迫について具体例を列挙した上で、「極めて陰險な行動により、『愛国』の名を冠した団体が創り出された(中略)。この団体は外見上、信仰と国を愛する聖職者と信徒によって構成されている」が、実際には「カトリックに無神論的唯物主義を押しつけることを目的」とするものであるとして「愛国会」を非難した。教皇は同時に、「愛国会」への参加を拒否するカトリック信徒に「祖国と新社会の敵という烙印が押される」状況が存在しており、これらが「愛国主義の美名の下で行われている」と述べた。先述したカトリック教会の「普遍性」等に着目した場合、ある信徒が「愛国会」への参加に消極的姿勢を示すことは、換言すればローマ教皇への服従を含めたカトリックの原則への忠実を意味するものであったといえる。しかし、それが「愛国主義」や政権に対する敵対と見なされる状況が出現したことは、「超国家的性格」という教会の原

則が場合によっては信徒に不利に働く事実を如実に示していた。ここに、教皇自身が教会の「超国家的性格」と信徒個人の「祖国愛」が矛盾しないことを示す必要性が生じる。ピオ一二世は、カトリック教会が「信徒に対し、真の、強い愛によって祖国を愛することを勧めてきた」と述べ、信徒個人の愛国心を尊重する姿勢を強調した。これは、カトリック教会が国家権力による教会への介入を「教会の超国家的性格」に基づき拒絶する一方、この原則が国家の発展への阻害要因とはならないとのアピールであった。これを個人単位に置き換えるなら、ある信徒の「愛国会」への不参加ないし消極的姿勢は宗教上の理由に基づくものであり、信徒個人の愛国心の有無とは無関係とする理論付けがなされたといえる。

しかし、教皇が同時に「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」という聖書の文言を引用し、「皇帝」すなわち国家権力が「神の権利を奪ったり、あるいはキリスト者の宗教的義務と合致しない行動や、教会とその正統的な位階制から離れることを迫った場合、信徒はそれに服従することはできない」と述べ、信徒が宗教上の信念に教皇の意向に従う時、彼らは必然的に「愛国会」と対峙する非「愛国者」とならざるを得ない。そして、教皇が信徒に対し、このような場合には「ペトロとその他の使徒たちが教会に対する最初の迫害者に向けた、人間よりも神に従

うべきです」という姿勢で臨む⁽⁶⁾ことを呼びかけるに及び、信徒として自らの宗教的信念を愛国心に優先させることが求められるのである。これにより、「愛国会」や政権が信徒個人に要求する愛国心が、教会の「超国家的性格」の上位に位置することはできない、とする教皇庁の原則が改めて確認されることとなった。一方、中国政府および共産党にとって、これはカトリック信徒が国家の一体性に対する阻害要因となる可能性を改めて確認させるものとなったであろう。信徒が「超国家的性格」という教会の原則を尊重する状態が現実に出現し、加えてそれが教皇権を背景とした、ローマ教皇庁という外国からのイニシアチブに基づくものであったことは、あたかも国の中にもう一つの国が存在するかの如き印象を、中国指導部に与えることとなったのではないだろうか。

ここに、ローマ教皇が掲げた「教会の超国家的性格」という原則は、本質的な部分で「人民」の創出に対する障害としての意味を持つに至ったといえよう。

結 語

本稿は、ローマ教皇庁が中華人民共和国の成立前後から行った中国人司教の叙階と「教会の超国家的性格」の強調が、単に教会組織上の人事や宗教上の理念に基づくもので

あるのみならず、中国政府に対抗する意図を持つものであったことを明らかにした。では、教皇庁のこのような動きは中国政府による国家建設に、いかなる影響を及ぼし得るものであったのだろうか。今後の見通しも兼ねて述べてみたい。

一九四九年以降の中国政府にとつての課題の一つは、新政権の主導下での新国家建設と「新時代」の到来に相応しい「人民」の創出であつたといえる。ここでは仮に「中華人民共和国人」と呼ぶこととする。例えば、朝鮮戦争期における「抗美援朝運動」は、アメリカという「敵」に対する一致団結というイメージを人民が共有することにより、新政権が目指す国民統合に大きく寄与した。それは、新政権が提示する「新社会」の理念に共鳴し、その実現へ向けて政権の下で団結する存在としての「人民」、すなわち「新社会」への共鳴という精神的基盤を共有する「中華人民共和国人」の創出へと結びつきうるものであつた。

その渦中にあつて、教皇の任命した司教を支持し、「教会の超国家的性格」という理念を政権への忠誠に優先させる中国人カトリック信徒の存在は、中国政府にとつては「人民」創出への重大な障害とならざるを得ない。ここに、中国政府が中国のカトリック教会とローマ教皇の関係断絶を図る理由が生じた。しかし、これによって中国人カトリック信徒を新政権の理念を支持する「中華人民共和国

人」に変化させることは、なお容易ではなかつたと思われる。外見上、教皇庁との関係が消滅した場合でも、彼らが宗教的信念に基づき自己の内的世界を確立している限りにおいて、新政権がその「改造」を実行することは極めて困難だつたであろう。見方を変えれば、彼らは自己の信念を維持することにより、政権が求める「中華人民共和国人」への変化という政治的意図から自由になることを選択し得たのである。彼らはここに、政治的意図に基づき創出された「人民」としてではなく、「超国家的性格」存在としてのアイデンティティを守ることを選択したのだといえよう。文革に至るまでの毛沢東政権下における彼らの動向については、今後の課題としたい。

注

〔1〕「外人尼僧を国外追放」スバイ容疑」を理由に」『朝日新聞』一九六六年八月二十九日、「香港到着前に紅衛兵の怒声で失神 追放された尼僧」（香港三二日発「ロイター」）『朝日新聞』同年九月一日、「追放の尼僧一人死ぬ」紅衛兵」で疲れ果て？」『日本経済新聞』同日、「北京市人委堅決支持紅衛兵造帝國主義的反 取締反動修女会 驅逐八個 外国修女」『人民日報』同日。

〔2〕「葉劍英同志接見北京十三個芸術院校団体部分師生代表時的講話」一九六六年九月二五日、北京経済学院無産階

級革命造反団、北京化工学院《紅色宣伝員》戦闘組、北京市東方紅印刷廠革命造反連絡処、化工部化学工業出版社印刷廠『無産階級文化大革命參考資料一』北京、一九六六年九月、八五頁。

〈3〉劉文忠『風雨人生路』摘載(之五)「盲人修道士」、『華夏文摘』<http://www.cnd.org/CR/ZK05/cr276.hz8.html> (二〇〇七年九月二一日最終確認)。

〈4〉例えば、広州市最大のカトリック教会、石室聖心堂教会は、紅衛兵が市内での家宅捜索で押収した物品の保管場所となった。宋伯林著、余汝信編注『紅衛兵興衰録——清華附中老紅衛兵手記』香港：徳宝出版有限公司、二〇〇六年、一六二、一六三頁。

〈5〉“Omeria di Paolo VI,” *Venerdi, 6 gennaio 1967*. 「ロープ教皇庁」サイト http://www.vatican.va/holy_father/paul_vl/homilies/1967/documents/hf_p-vi_hom_19 (二〇〇八年三月一日最終確認)。

〈6〉拙稿「文化大革命初期の民間言説に見る「社会主義」認識——紅衛兵と上書者の言説の比較において」『中国研究月報』第六二巻第四号、中国研究所、二〇〇八年。

〈7〉日本カトリック司教協議会、教理委員会訳・監修『カトリック教会のカテキズム (Catechismus Catholicae Ecclesiae)』カトリック中央協議会、二〇〇二年、二七四頁。

〈8〉同右、二六〇、二六一頁。

〈9〉同右、二七四頁。

〈10〉第二バチカン公會議「現代世界憲章」一九六五年一二

月七日、南山大学出版社監修『第二バチカン公會議公文書全集』サンパウロ、二〇〇五年、三八六頁。

〈11〉「現代世界憲章」、同右、三八五頁。

〈12〉「現代世界憲章」、同右、三八七頁。

〈13〉同右。

〈14〉顧衛民『中国与羅馬教廷的關係略史』北京：東方出版社、二〇〇〇年。晏可佳『中国天主教簡史』北京：宗教文化出版社、二〇〇一年。顧裕祿『中国天主教述評』上海：上海社会科学出版社、二〇〇五年。

〈15〉劉鼎寅・韓軍学『雲南天主教史』昆明：雲南大学出版社、二〇〇五年。

〈16〉James T. Myers, *Enemies without Guns: The Catholic Church in The People's Republic of China*, New York: Paragon House, 1991.

〈17〉Cindy Yik-yi Chu, *The Maryknoll Sisters in Hong Kong 1921-1969*, New York: Palgrave Macmillan, 2004; Madeleine Chi, rscj, *Shanghai Sacred Heart: Risk in Faith, 1926-1952*, St. Louis, MO: Society of Sacred Heart, 2001; 三好切子『日本における聖心会八十年のあゆみ——一九〇八年〜一九八八年』聖心会管区本部、一九八九年。

〈18〉羅漁『中国天主教——河南天主教史』台北：輔仁大学出版社、二〇〇三年。

〈19〉Beatrice Leung, William T. Liu, *The Chinese Catholic Church in Conflict: 1949-2001*, Boca Raton, Florida: Universal Publishers, 2004.

〈20〉「ローマ教皇庁」サイト <http://www.vatican.va/holy-father/hong-kong-baptist-university-library/Christianity-in-Contemporary-China-Clippings-Database> (当代中国基督教發展剪報數拋庫) <http://libproject.hku.edu.hk/wvas40/search?channelid=7336>。本稿では、同サイト掲載の資料を引用する際には(B)を付す。

〈21〉教皇ピオ九世(在位一八四六〜一八七八)回勅『シラプス(The Sylabus of Errors)』一八六三年八月一〇日 <http://www.papalencyclicals.net/Pius09/p9syll.htm> (二〇〇八年二月六日最新確認)。教皇レオ十三世(在位一八七八〜一九〇三)回勅『クオ・アポストリキ・ムネリス(Quod Apostolici Muneris)』一八七八年二月二八日、「ローマ教皇庁」サイト http://www.vatican.va/holyfather/leo_xiii_encyclicals/hf_lixiii_enc28111 (二〇〇八年二月六日最新確認)。

〈22〉例えば、教皇ピオ一世回勅『デイヴィニ・レデンプトリース(Divini Redemptoris)』一九三七年三月一九日、「ローマ教皇庁」サイト http://www.vatican.va/holy_father/pius_xi/encyclicals/hf_p-xi_enc_190319 (二〇〇七年二月三日最終確認)。日本語訳は岳野慶作訳・解、カトリック社会文化研究所監修『ピオ十一世回勅デイヴィニ・レデンプトリース——無神論的共産主義について』中央出版社、<http://hvri.catholic.ac/diviniredemptoris.htm> (二〇〇八年二月六日最終確認)。

〈23〉教皇ピオ二世クリスマスラジオメッセージ『ベニニタス・エ・ユマニタス(Benignitas et Humanitas)』一九四

四年二月二五日。中国語訳は韓山城編訳「教宗庇護十二世「良善與慈愛」——論民主問題」一九四四年聖誕節廣播詞、『近代教宗文獻論公教政治理念』台北：思高聖經學會、一九六五年、二九三〜三二二頁所収、香港「聖神研究中心」サイト <http://archive.hsscol.org.hk/Archive/database/document/P109.htm> 掲載(二〇〇八年三月一日最終確認)。本稿では同サイト掲載の中国語訳文に拠った。

〈24〉教皇ピオ二世「ネラコグリエーレ(Nell'accolgiere)」一九四五年二月二日、枢機卿団への演説、「ローマ教皇庁」サイト http://vatican.va/holy_father/pius_xii/speeches/1945/documente/hf_p-xii_spe_1 (二〇〇八年三月一日最終確認)。

〈25〉教皇ピオ二世クリスマスラジオメッセージ『ネグリ・ウルティミ(Negli Ultimi)』一九四五年クリスマス。中国語訳は韓山城編訳「教宗庇護十二世「近六年来」Negli ultimi」教会超然於各国之上與和平三条件」一九四五年聖誕節廣播詞、前掲『近代教宗文獻論公教政治理念』一四三〜一六五頁、前掲「聖神研究中心」サイト <http://archive.hsscol.org.hk/Archive/database/documents/P111.htm> (二〇〇八年三月一日最終確認)。本稿では同サイト掲載の中国語訳文に拠った。

〈26〉同右。

〈27〉教皇ピオ二世による共産主義批判の回勅としてはこれらの他に、『オプタティスマ・パックス(Optatissima Pax)』一九四七年二月一八日 http://www.vatican.va/holy_father/

pius_xii/encyclicals/document/hf_pxii_enc_18121(1100八年三月一日最終確認)、「無神論的宣伝の世界的拡大」に対する懸念を表明した『アンニ・サクリ (Anni Sacri)』一九五〇年三月一二日 [http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/document/hf_p-xii_enc_12031\(1100七年11月11日最終確認\)](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/document/hf_p-xii_enc_12031(1100七年11月11日最終確認))。

〈28〉一九四九年七月一日に、検罪聖省が發布した共產主義に対する聖省令「一九四九年七月一日 <http://hvri.catholic.ac/divinredemptoris.htm> (1100八年二月六日最終確認)」。三好、前掲書、一二七、一二八頁。

〈29〉前掲『カトリック教会のカテキズム (Catechismus Catholice Ecclesiae)』三七九頁。

〈30〉「新華社記者報道黎培里的罪行録」『大公港』(香港)一九五一年九月六日(B)。

〈31〉Chi, op. cit., p. 32.

〈32〉Ibid.

〈33〉「天主教港区主教白英奇脫險抵港——港九天主教人士齊集歡迎」『華僑日報』(香港)一九五二年一〇月一八日(B)。

〈34〉毛沢東「中国革命和中国共産党」一九三九年二月、『毛沢東選集』第二巻、北京：人民出版社、一九九二年、六二九—六三〇頁。

〈35〉教皇ピオ一世回勅『レラム・エクレシエ (Rerum Ecclesiae)』“Rerum Ecclesiae” Encyclical of Pope Pius XI on Catholic Mission. 「ローマ教皇」サイト [http://www.vatican.va/holy_father/pius_xi/encyclicals/documents/hf_p-xi_enc_280219\(1100八年八月20日最終確認\)](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xi/encyclicals/documents/hf_p-xi_enc_280219(1100八年八月20日最終確認))。なお、ピオ一世により叙階された最初の中国人司教六名は、以下のとおり(カタカナは洗礼名)。成和徳(湖北省・蒲圻代牧区)、孫徳楨(河北省・蠡県代牧区)、趙懐義(チャハル省・宣化代牧区)、陳国砥(山西省・汾陽代牧区)、ヨゼフ胡若山(浙江省・台州代牧区)、シモン朱開敏(江蘇省・海門代牧区)。このうちヨゼフ胡若山は「香港の帝国主義分子」に「沿岸の飛行場、道路、部隊の駐留状況」等四件の情報を伝えた容疑で、一九五五年九月浙江省公安部門により「反革命分子」として逮捕された。「浙江省公安部門根拠人民検挙和長期偵察——依法逮捕胡若山等反革命分子」『新聞日報』(上海)一九五五年九月一二日(B)。

〈36〉以下、一九五五年までの中国人司教の叙階は、羅漁、前掲書、四四八—四五二頁に拠った。

〈37〉Myers, op. cit., p. 1-17.

〈38〉顧裕祿、前掲書、一四五頁。

〈39〉メルキオール張克興は一九五二年六月頃、河北省・張家口市の監獄に収容された。「内蒙已無外国教士」『星島日報』(香港)一九五四年二月一二日(B)。

〈40〉Chi, op. cit., p. 112; Myers, op. cit., p. 98.

〈41〉三好、前掲書、二二四頁。

〈42〉同右。

〈43〉翰光(ハン・グアン)「雲南に吹く風——紅いシヤンギリラ(桃源郷)の夕暮れ(一)」四川省からチベット、そ

- して雲南省へ』『あけぼの』二〇〇七年八月号、女子パウロ修道会、二〇〇七年、三四、三五頁。ウァレンティンは一九五二年一月に香港へ脱出し、翌月に病氣療養のためフランスへ帰国。「被中共驅逐神父昨離港返法治病」『星島日報』(香港)一九五二年一月三日(B)。
- <44> 毛沢東「不要四面出撃」一九五〇年六月六日、『毛沢東選集』第五卷、二三頁、北京：人民出版社、一九七七年。
- <45> 三好、前掲書、二二七頁。
- <46> 同右、二二八頁。
- <47> 「歡迎天主教人士的愛國運動」『人民日報』一九五一年一月八日(B)。
- <48> 「中共中央關於天主教、基督教問題的指示」一九五〇年八月一日、「中国經濟網」サイト。http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/szyw/200705/25/20070525_11490911.shtml (11007年11月24日最終確認)。
- <49> 「梵蒂岡宣佈中共拘禁主教教名」『華僑日報』(香港)一九五一年二月五日(B)。
- <50> 「中華人民共和國懲治反革命條例」(一九五一年二月二〇日制定)、華民著、劉寶雁導読『中国大逆転——「反右」運動史』香港：明鏡出版社、一九九六年所収。
- <51> 「レジオマリエ」の取り締まりに関しては、「天津市軍事管制委員会布告——取締國際性反革命組織『聖母軍』」『人民日報』一九五一年七月二五日など。アントニオ・リベリの国外追放に関しては「京市各区天主教徒紛紛集會署

名要求驅逐間諜黎培里出中国」『人民日報』一九五一年八月三一日、「驅逐黎培里出境——南京公安局執行命令」『大公報』(香港)一九五一年九月六日など(B)。

<52> 「聖嬰院加籍修女戮嬰——穗法院今日舉行公審」『大公報』(香港)一九五一年二月三日、「五修女被控訴事——加總理表示憤怒」『華僑日報』(香港)一九五一年二月五日など(B)。中国共産党の元宗教担当幹部はBeatrice Leungに、この案件に関して「カナダ人修道女を中傷し、非難したことは誤りであった」と述べた。Leung and Liu, op. cit., p.26.

<53> Leung and Liu, op. cit., p. 26.

<54> Myers, op. cit., p. 97.

<55> Myersによれば、国連関係機関の調査では当時中国で「路上で收容された子供たちの死亡率」は九〇%を超えており、「すくこの年代の子供たちの間での肺結核、髄膜炎、破傷風、脚氣」の罹患率は「ほぼ一〇〇%」という状況であったが、一般市民がこのような情報に接する機会はなかった。Ibid., p. 95.

<56> 三好、前掲書、二二五頁。日本へ移動した外国人修道女および中国人修練女の一部は、東京三光町の聖心会修道院に入った。三好、前掲書、二二二頁。中国人修練女の中には日本での生活に適応できず修道会を退会し帰国する者もいた。その中には、著名な作家・学者である錢鐘書の義理の姉妹Yang Xoukangも含まれていた。Chi, op. cit., p. 125.

〈57〉三好、前掲書、二二八、二二九頁。

〈58〉教皇ピオ一二世、注〈25〉に同じ。

〈59〉Lettera Apostolica di Pio XII "Cupimus Imprimis" La chiesa cattolica in Cina, 18 gennaio 1952. 「ローマ教皇庁」サイト [http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/apost_letters/documents/hf_p-xii_apl_1952_\(2007年11月29日最終確認\)](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/apost_letters/documents/hf_p-xii_apl_1952_(2007年11月29日最終確認))。中国語訳は「教宗庇護十二世 教宗曷勉中国苦難教胞通諭」(一九五二年一月一八日)、主徒会恒教學社編輯委員会訳『教宗比約十二世最近文告』台北・主徒会恒毅学社、一一一―一六頁、一九五三年(二〇〇七年一月一日最終確認)。<http://www.shanxiyuan.com/jhwz/document/P137.htm>. "Ad Sinarum Gentem," Encyclical of Pope Pius XII on the Supernationality of the Church, October 7, 1954. 同サイト [http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/documents/hf_p-xii_enc_29061_\(2007年11月23日最終確認\)](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/documents/hf_p-xii_enc_29061_(2007年11月23日最終確認))。「教皇籲請大陸教徒反抗中共破壞陰謀」『香港時報』一九五四年十一月二三日(B)。

〈60〉同右, "Ad Sinarum Gentem."

〈61〉教皇ヨハネ・パウロ二世(在位一九七八―二〇〇五)は一九七八年、新たな枢機卿を任命したが、うち一人の任命は「秘密裏」になされた。この人物が龔品梅であった事実が公表されたのは、一九九一年であった。松隈康史「中国のカトリック教会——歴史、現状、展望」『カトリック教会情報ハンドブック二〇〇七』カトリック中央協議会、二〇〇六年。

〈62〉"Ad Apostolorum Principis," Encyclicals of Pope Pius XII on Communism and the Church in China, June 29, 1958. 「ローマ教皇庁」サイト [http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/documents/hf_p-xii_enc_29061_\(2007年11月29日最終確認\)](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/documents/hf_p-xii_enc_29061_(2007年11月29日最終確認))。

〈63〉『新約聖書』「マタイによる福音書」二二章二一節。日本語訳はフランススコ会訳『新約聖書』サンパウロ、一九八〇年。

〈64〉注〈62〉に同じ。聖書の引用文は『新約聖書』「使徒行録」五章二九―三〇節。同右訳。